

商品概要説明書

財形住宅貯金

(平成 17 年 4 月 1 日現在適用中)

1. 商品名	・財形住宅貯金
2. 販売対象	・満 55 歳未満の勤労者
3. 期間	・5 年以上 (3 ヶ月の据置期間を含みます) 契約時に目標日 (満期日) を指定せずにエンドレス方式で積立を行います。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類	・預入れは賃金からの定期的な天引きとします。 ・1 回あたり 1,000 円以上 ・1 円単位 ・預入日の 3 年後の応答日を満期日とする 1 口の「期日指定定期貯金」とします。
5. 払戻方法 (1) 払出目的 (2) 全額払出 (3) 一部払出	・持ち家としての住宅取得又は増改築 (以下「住宅取得等」という) の費用の充 当に限定されます。その際、契約の証等所定の書類が必要となります。 ・住宅の取得等の日から 1 年以内に、取得費用を限度に 1 回に限り払い出します。 ・住宅取得等の頭金に充当する場合は、所定の期間内に必要書類を提出すること を条件とし、残高の 90% 又は取得費用のいずれか低い額を限度とする。 また、1 部払出後、取得費用の残額について、貯金残高を限度に払い出すこと ができます。この場合も、所定の期間内に必要書類を提出することが条件とな ります。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・預入金額ごとにその預入日 (継続をしたときはその継続日) から満期日 (継続を するときは最長預入期限) の前日までの日数について、預入日 (継続をしたとき はその継続日) 現在における次の預入期間に応じた利率によって 1 年複利の方法 により計算します。 A. 1 年以上 2 年未満 当組合所定の「2 年未満」の利率 B. 2 年以上 当組合所定の「2 年以上」の利率 ・満期日以後に一括して支払います。 ・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。 ・付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算 ・20% (国税 15%、地方税 5%) の分離課税 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせ ください。
7. 手数料	-
8. 付加できる特 約事項	・財形年金貯金と合わせ、550 万円まで非課税での取扱いができます。

9.中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・上記5の目的以外で払い戻した場合は、5年間遡って利息に対し20%課税されます。 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算(分割預入時の貯金が期日指定定期貯金の場合には1年毎の複利計算)した利息とともに払い戻します。 <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金の利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×30%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>2年以上利率×30%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×80%</td> </tr> </table> 	6か月未満	解約日における普通貯金の利率	6か月以上1年未満	2年以上利率×30%	1年以上1年6か月未満	2年以上利率×30%	1年6か月以上2年未満	2年以上利率×40%	2年以上2年6か月未満	2年以上利率×60%	2年6か月以上3年未満	2年以上利率×80%
6か月未満	解約日における普通貯金の利率												
6か月以上1年未満	2年以上利率×30%												
1年以上1年6か月未満	2年以上利率×30%												
1年6か月以上2年未満	2年以上利率×40%												
2年以上2年6か月未満	2年以上利率×60%												
2年6か月以上3年未満	2年以上利率×80%												
10.貯金保険制度(公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 												
11.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・お一人様一契約となっております。 ・満期日以後の利息は解約日または書替日における普通貯金利率により計算します。 ・すべて期日指定定期貯金で取り扱い、3年毎に元利合計額をもって自動継続します。ただし、同一継続日となる場合はこれを合算し、1口の期日指定定期貯金とします。 												